

再審・えん罪事件全国連絡会ニュース

2022年8月31日 第109号

連絡先

〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階 日本国民救援会中央本部内
電話:03-5842-5842 FAX:03-5842-5840 WEBサイト:www.saishin-enzai.net

残暑お見舞い 新しい展開を期して

新倉修(共同代表・青山学院大学名誉教授)

まだ残暑の厳しい折、また、新型コロナウイルスの流行も先行きが見えない中、お見舞い申し上げます。

カルトと政治の癒着の間

参議院投票日直前に元首相が銃撃を受け落命しました。その後、元首相と旧統一教会との関係がつつぎ明らみ出てきて、カルト集団と自民党との癒着の構造が実に根深いものであることがわかってきました。そのような「闇」につつまれた元首相のバックグラウンドに蓋をして、むしろ顕彰しようとして、首相は「暴挙」に出ました。問題は、国会も開かずに、法的根拠もふたしかなまま、「国葬儀(国葬)」を提唱し、式典の準備だけでも2億5千万円という巨額の国費をつぎ込む決定をしたことです。憲法第53条に基づく「臨時国会」の召集要求にも応じていません。パンデミック対策も物価対策もエネルギー対策も賃金対策も差し置いて、改憲＝壊憲の実績しかない史上最長政権の長に「服喪の誠」を捧げるという発想は、国民主権や議会制民主主義に背反します。「聞く耳が聞かずに決める 国葬儀」——内閣支持率は急落しました。



再審法改正へ、日弁連に実現本部

大事な勘所を外すのは、首相だけではありません。貧困な「再審手続」も同様です。大崎事件への冷淡な決定は、無辜の救済という本義に背を向ける悪例です。

これに対して、明るいニュースがあります。日弁連は、このほど「再審法改正実現本部」(本部長・小林元治 日弁連会長)を設置し、われらの鴨志田祐美弁護士が本部長代行に就任しました。裁判官や検察官の経験者も参加して、本格的に再審法改正法案を提案する取組が始まります。私も末席に連なり、再審法改正法案を練り上げたり、市民との接点を増やしたりする役割を果たすつもりです。

弁護士の全国組織である日弁連に本部機構が立ち上がった意義はたいへん大きい。日弁連が軸になり、全国の単位弁護士会にネットワークを張ることができます。まさに再審問題の新しい展開を迎えています。「ここがロードスだ。ここで飛べ！」

またまだ解決を見ないえん罪・再審事件に明るい光を当てるため、さらにすでに支援活動をしている現状について共有の理解を育て、共同の運動を組織し、えん罪の検証と防止にいつそう力強く取り組みましょう。新たな一歩を刻むために、よろしくお願い申し上げます。

静岡・袴田事件で鑑定人尋問終了

再審可否に向け大詰め

弁護団 「最高裁からの課題は決着」



尋問終了後に会見する弁護団(8月5日)

再審開始決定の確定をめぐり東京高裁で審理が続いている静岡・袴田事件で、7月から8月にかけて、3度にわたって5人の鑑定人に対する証人尋問がおこなわれました。次回9月26日の三者協議で最終意見書の提出期限について示される見通しで、再審の可否決定に向けて大詰めを迎えます。

争点となっているのは、袴田さんの犯行着衣とされ、有罪認定の柱となっている事件から1年2カ月後に事件現場のみそタンクから見つかった血の付いた「5点の衣類」の血の色の変化です。「5点の衣類」は長期間みそに漬かっていたにもかかわらず、付着していた血痕には赤色が鮮明に残っていました。弁護団は、みそ漬け実験の結果から、血液が長期間みそに漬ければ血液の赤色は消え褐色化するとして、「5点の衣類」は見つかる直前にみそタンクに投入され、ねつ造されたものだと主張しています。裁判は、静岡地裁が出した再審開始決定を、東京高裁が2018年に取り消したものの、最高裁が2020年12月、みそに漬かった血液の色の変化に関し、専門的知見にもとづいて審理を尽くす必要があるとして差し戻しを命じ、再び東京高裁で審理しています。7月22日から8月5日、3回にわたり、弁護側、検察側双方から法医学者と物理化学者5人への尋問がおこなわれました。

血痕の赤みは残らない

7月22日、弁護側推薦の旭川医科大学の清水恵子教授、奥田勝博助教の尋問がおこわれ、清水教授らは、実証実験の結果を踏まえて、血液の色の変化の科学的なメカニズムについて証言しました。(1)そもそも血液が赤く見えるのは赤血球内に大量のヘモグロビンが含まれ、そのヘモグロビンが酸素と結合すると鮮やかな赤色を示すため、(2)それがみそ漬けという弱酸性で塩分濃度が高い状態で赤血球の細胞膜が破壊され(溶血)、赤血球内部にあるヘモグロビンが周囲の環境に直接さらされるため、酸化したヘモグロビンが変性・分解され、様々な色調の化合物を生成し、これらの化合物が混ざることによって血液の色が黒色に見えるとなりました。

これらの点について清水教授は、「いろいろな色の絵の具を混ぜると最終的に黒くなる」と例えをあげて説明。このメカニズムは一般的なものであり、条件の違いで色調変化の速度に違いは生じても、最終的に血液に赤

みが残らないことを明確に証言しました。

8月1日、検察側推薦の2人の法医学者に対する尋問では、2人の鑑定人は清水教授らが証言した色の変化の科学的なメカニズムについて何ら反論できませんでした。一方、みそタンクの酸素濃度等の条件がわからないから、清水教授らの実験結果だけでみそ漬けされた血痕の色の赤みが残らないとは言えない、と反論しました。

検察の実験、「意味がない」

8月5日、弁護側推薦の物理化学の北海道大学・石森浩一郎教授への尋問がおこなわれました。石森教授は、清水教授らの実験結果やその科学的なメカニズムに関する証言について、化学の専門家から見ても矛盾はなく正しいと証言。また、検察が血液の色変化を見るために独自におこなっている実験について、血を付けた布片をみそに漬け、脱酸素剤を入れたうえで真空パックに入れるという恣意的で科学的でない実験をおこなっていることから、「(みそタンクの)条件とかけ離れており、実験に意味がない」と厳しく指摘しました。

なお、検察独自のみそ漬け実験については、11月に裁判官が立ち会って視察することが決まりました。事実上、これをもって差戻し審が結審されることが予想され、重要な局面を迎えます。

終了後の会見で弁護団の間弁護士は、「(みそに漬かった血液の色が変化する理由を科学的に説明せよという)最高裁が出した課題は決着が付いた」と述べ、再審開始への確信を語りました。審理に同席した袴田巖さんの姉・秀子さんは会見で、「一步一步再審に近づいていると思う」と話しました。

同日、袴田さんの再審を求める実行委員会では、東京高裁と高検に対して要請行動をおこないました。同実行委員会は、決定に向けて署名の集中を呼びかけています。

被収容者の生命と健康をまもれ

刑事施設の処遇改善を

新型コロナ、熱中症対策などめぐり法務省に要請

再審・えん罪事件全国連絡会と国民救援会は8月5日、刑事施設(刑務所や拘置所等)での新型コロナウイルス感染拡大防止と熱中症による被収容者の生命と健康を守る処遇の改善を求めて、法務大臣と矯正局長宛に要請書を提出しました。要請には、再審・えん罪事件全国連絡会の瑞慶覧淳事務局長と田戸俊秀さん、小石川事件の再審を支援する会の金高雅行さんが参加。法務省成人矯正課と成人医療課の係長が対応しました。

再審・えん罪事件全国連絡会では、刑事施設に収容されている当事者や支援団体の協力で、コロナ感染対策や熱中症対策を中心に刑事施設内における処遇アンケート調査を実施。回答によると、クラスターが発生した施設では、毎食の食事がコンビニのおにぎりや弁当など冷たい食事が提供されたこと。しかも、食堂ではなく、各自の居室での食事が1カ月以上続いたことへの不満。さらには、入浴も各自の洗面器にお湯が注がれ、体を拭く程度。運動も居室で限られた運動に制限、刑務作業も中止されるなかで、長期間にわたって居室から一歩も出ることもなく閉塞的な生活を強いられたことに対する不満の声が寄せられました。

熱中症対策では施設によって大きな落差があることがわかりました。例えば、刑務作業について、気温35度

以上になると作業が中止される施設がある一方で、休憩時間に麦茶や塩飴が配られる程度の対策しかとられていない施設もありました。冷房設備については、ある刑務所では、廊下に設置された冷房設備の冷風を各舎房にできるだけ入るように配慮している施設がある一方で、なんら対策をとっていない施設も報告されています。

こうしたアンケート結果を踏まえて、瑞慶覧事務局長からは職員や被収容者も含めたPCR検査の実施、ワクチン接種についても手続きを簡素化し迅速におこなうことなど、人権に配慮した感染拡大防止に努めることを要請。感染拡大防止のため制限をせざるを得ない場合には、合理的で必要最小限にとどめ、必要な代替え処置をとるように強く改善を求めました。法務省からは具体的な回答はなく、「要請をお聞きし、必要があれば担当部局で検討」するとの対応に終始しました。

大崎事件 再審請求

鹿児島地裁、請求棄却の暴挙

白鳥・財田川決定を反古にするな
なくせ冤罪！市民評議会 今井恭平

6月22日午前10時、鹿児島地方裁判所(中田幹人裁判長)は、大崎事件第4次再審請求を棄却するという、予想外の暴挙に出ました。この日、再審開始決定が出れば、ただちに検察に対し、即時抗告の断念を申し入れる準備をし、固唾をのんで決定を待っていた弁護団・全国の支援者からは、大きな失望と怒りの声が上がりました。

同再審請求は、今回で第4次におよびますが、第1次(鹿児島地裁)、第3次(同地裁)、同即時抗告審(福岡高裁宮崎支部)とこれまですでに3度もの再審開始決定を勝ち取っています。しかし、そのつど検察による不服申立て(即時抗告・特別抗告)がなされ、上級審が取り消すということが続いてきました。



背景に最高裁による政治的圧力か

弁護団は、大崎事件再審請求の中で最大級の新証拠を提出し、裁判所もすみやかな進行に協力的であったことから、まともな裁判が期待されていたのですが、結果はこれまでの4次におよぶ請求審で明らかにされた事件の真実をすべてなかったことのように簡単に捨て去るものでした。

新証拠の証明力を、「旧証拠を弾劾するものとなっている」あるいは「旧証拠の証明力を減殺させている」と認めたにもかかわらず、「確定審の事実認定に影響を及ぼすまではいえない」という何の論証もない言葉遊びの繰り返しで斥けています。

これは、新証拠が証明する新たな諸関係に照らして、旧証拠もまた再評価され、「確定審にこの新証拠が提出されていたとすれば、確定判決の認定に至っていたか、という観点から新旧両証拠の総合評価を行う」またその際にも「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則は守られる」という白鳥・財田川決定にあまりに露骨に反した、裁判所にとって不名誉きわまりないものというほかありません。

この地裁決定の背後には、第3次特別抗告審における最高裁第一小法廷(小池裕裁判長)による政治圧力があることは、容易に見透かすことができます。

最高裁決定(2019年6月)は、検察の特別抗告には「理由がない」とまで断じながら、職権で介入し、差戻しさえしないで地裁・高裁の開始決定を取り消し、再審の鉄扉を音を立てて閉じました。

最高裁は、司法というよりも司法行政の府として、確定判決の死守こそが法的安定とみる統治者の立場から「再審は金輪際みとめない」という態度表明をしたとも見る事ができるものです。その結果として、裁判官の独立性も、誇りも、正義も投げ捨てて、最高裁の顔色を伺って裁判を行う情けない裁判官が存在することの証左となってしまいました。

各界から批判、元裁判官は連名で声明

この理不尽な再審棄却に対する反応は大きく、日弁連をはじめ、多くの法学者、市民団体のほか、元裁判官10名が連名で批判声明を公表するという異例の事態にまで拡大しました。これには、再審法改正をめざす市民の会共同代表の木谷明弁護士はじめ、同会運営委員の元裁判官が多く加わっています。

声明は、「このようなことが続けば、最高裁の白鳥・財田川決定が判例変更の手続を経ることなくして事実上変更されてしまうのではないかという強い危機感を抱きます」と、白鳥・財田川決定の歴史的な意義が、隠微なやり方で消し去られていく恐怖さえ示唆しています。

また、マスコミも再審開始の壁のあまりの高さや、再審法制の不備を指摘し、棄却決定に疑問を投じる論調がめだち、西日本新聞や東京新聞は社説で再審法改正の必要性に触れました。なかでも東京新聞(中日新聞)は、以下のように述べています。

(再審は)通常の刑事裁判とは違い、裁判で最も大事な手続きの公正さが制度的に担保されていないともいえる。いくら無実を訴えても、「法」でなく、「人」の裁量で再審の扉の開閉が決まりかねない。全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察による不服申し立ての禁止については、優先的に実現する必要がある。

(東京新聞2022年8月1日社説)

いずれも証拠開示と検察官の不服申し立てによる再審の彼岸化の是正は焦眉の課題だと指摘しています。

弁護団は、この不当決定に対して、ただちに即時抗告を提出。ときを置かず再審開始を勝ち取るため、9月にも高裁への新たなプレゼンテーションを行うことを確認しています。不当決定の一週間前に95歳の誕生日を迎えた原口アヤ子さんに、一日も早く「無罪」の二文字を届けるため、そしてこの苦しい再審請求のたたかいで生み出した力と知恵で、必ず再審法制の改正、整備を実現していきましょう。

再審可否の判断、9月初旬か

ついに最終局面、大阪高裁に署名の集中を

国民救援会滋賀県本部事務局長 川東繁治

故阪原弘さんのご遺族が再審を求めている日野町事件は、最終意見書の提出から半年が経過しましたが、大阪高裁は即時抗告審の決定日をいまだに明らかにしていません。現在の審理と運動の状況について、事件の地元・国民救援会滋賀県本部の川東事務局長の報告を紹介します。

日野町事件は去る3月に裁判所による現場検証を経て、即時抗告審が結審となり、決定を待つ身であります。その日どりについては裁判所は明らかにしていません。本件即時抗告審は、係属してから4年が経過しております。この間、裁判長が4交代わり、現在の石川恭司裁判長となっております。弁護団と阪原さんのご遺族は、あまりにも時間がかかりすぎているので、早期に決定を出すべき、と石川裁判長に要請したところ「時間がかかりすぎているのは承知している」との対応だったので、私たちは、主任裁判官の異動による「職務代行期間」という事情を踏まえてもこれは結審からほどなくして決定が出るのではないかと判断したわけです。これには、遺族の同席・発言を認めた三者協議の開催、裁判所の現場検証が行われたことなど合わせて、早期決定を予測したわけですが、3ヶ月経っても音沙汰がありません。



この間、毎週水曜日の書記官要請を続け、12回で4千筆を超える署名を提出することができ、到達は3万8千筆となりました。ところが裁判所の「職務代行期間」は6カ月というのもあるそうで、そうなると9月に決定が出る可能性が濃厚となりました。そこで作戦を練り直して、8月6日に大阪で緊急市民集会をぶち上げ、高裁前宣伝と要請行動を再開し、9月は毎週水曜日に署名を届けることにしました。7月はもう終わりです。8月から9月初めにかけて最終局面となります。署名目標は「4万突破」です。ぜひ全国のみなさまに5筆、10筆と国民救援会滋賀県本部にお送り下さるようお願い申し上げます。

即時抗告審の4年間は、事件の姿、裁判の姿が誰の目にもよくわかった4年間でありました。本件は、酒店の立飲み常連客の阪原さんが、酒代ほしさに女店主を殺し手提金庫を奪ったとして、無期懲役の判決をうけました。大津地裁再審開始決定は、自白には信用性も任意性もないことを認め、阪原さんにアリバイがあることも認めました。また金庫発見現場に捜査官を案内できたのは、阪原さんと捜査官との間に「相互作用」があって現場にたどりつけたと指摘し、有罪判決を取り消しました。

即時抗告審に提出された弁護側新証拠から見てきたのは、事件当夜阪原さんと被害者の接触はなく、真犯人は被害者を店の外に連れ出し、仰向けにしてのど輪の状態状態で体重をかけて窒息死させ、遺体は10時間以上仰向けに置き死斑が固定したのち、空地に遺体の左側を下にして棄てた可能性があります。これら殺害場所、殺害方法、遺体遺棄は阪原さんの自白とは相容れません。また、犯人ではない阪原さんが、金庫発見現場を案内できたのは、足利事件、富山水見事件でともに無実が明らかになったように、無罪の被疑者が「相互作用」によって案内できていたのと同じです。検察はこの「相互作用」というのが気に入らないようで、開始決定のこの部分を激しく攻撃しましたが、これも専門家の鑑定書を提出し、相互作用はどこの国でも普通に起こりうるものであり、特異なことでも何でもないことを明らかにしました。

いま、最終局面において、必ずや検察の抗告を棄却し、ふたたび再審開始決定を勝ち取り、検察の特別抗告断念、再審公判への移行を視野に頑張っている所存です。

署名の送り先：日本国民救援会滋賀県本部 〒520-0051 大津市梅林1丁目 3-30 滋賀県労連内
電話：077-521-2129 FAX：077-521-2534

NEWS FLASH

日弁連に再審法改正実現本部を設置

日本弁護士連合会は6月16日、「再審法改正実現本部」を設置しました。本部長は小林元治日弁連会長。実現本部は、同会の人権擁護委員会の「再審法改正に関する特別部会」を発展的に解消して新設するもので、喫緊の課題として、再審請求審での全面的な証拠開示の制度化と再審開始決定に対する検察官上訴の禁止を挙げています。

日弁連は2019年に徳島県で開催した第62回人権擁護大会で、「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を上げて、再審法の改正についてのとりくみをすすめてきました。

当面の日程

- ▼9月14日（水）大阪・東住吉冤罪事件青木国賠 口頭弁論 午後2時30分 大阪高裁
- ▼9月19日（月・祝）我ら「冤罪なれど死刑囚」～奥西勝さんと袴田巖さんの命から人権問題を考える
東京・文京区民センター3階 午後1時30分開会 主催：袴田巖さんの再審を求める実行委員会、名張事件全国の会

【お詫び】9月4日～5日予定の「国民救援会・事件支援全国交流会～大衆的裁判闘争を学ぶ～」は、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、開催延期となりました。状況が改善しましたら改めて日程をお知らせします。

集会のご案内

現在再審をもとめてたたかっている名張・袴田両死刑事件について、9月19日（祝・月）に支援集会 我ら「冤罪なれど死刑囚」を開催します。会場参加はもちろん、インターネットにつながるパソコン、テレビ、タブレットやスマホで視聴できます。



名張毒ぶどう事件 袴田事件
故奥西勝さんと袴田巖さんの命から
人権問題を考える

捜査機関に捏造された証拠の発覚や、科学鑑定で判明した有罪認定の誤りなど、無実の証拠が山積みされているのに、死刑判決を固守せんと再審を拒み続ける検察と裁判所。二つの事件で再審無罪を勝ちとり無実の死刑囚を救うことは、他の冤罪事件に影響し、再審法改正などの司法制度の見直しを加速させます。両事件を通して裁判のあり方を考えます。

9月19日 13時30分 月・祝 (13時開場)
東京・文京区民センター 3階

基調講演

記者が見た
死刑囚の姿

齊藤潤一さん
(関西大学教授/元東海テレビプロデューサー)



対談

こんな証拠で死刑に!?

2事件に共通する有罪判決の闇
名張事件弁護団×袴田事件弁護団
コーディネーター 渡場大河 (国民救援会神奈川県本部事務局長)

ほか、事件概要映像の上映、冤罪当事者のリレートークなどを予定しています

集会後、後楽園駅周辺で、街頭宣伝行動を予定しています。ご参加ください。



YouTube
インターネットで生配信

<https://bit.ly/2022enzai>



主催 袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会
名張毒ぶどう酒事件の再審・無罪を勝ち取り、奥西さんの名誉を回復させる全国の会
問合せ事務局＝日本国民救援会 03-5842-5842 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター 5階